

実務展望

# てんぼろ

一般社団法人 東京都溶接協会  
 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会  
 株式会社 三浦事務所  
 発行所・東京都江東区大島三丁目1番11号  
 産学協同センター  
 電話 03-3685-5700 (代表)  
 編集発行人 三浦 繁夫 © 2013  
 毎月1回1日発行 定価 100円・〒共



## マーチエキュート神田万世橋

編集部撮影

マーチエキュートが秋葉原駅から5分ほどの万世橋のそばにオープンした。この施設は旧万世橋駅や旧交通博物館の遺構を残し、外観は赤レンガ造りの高架橋をそのまま生かし、レストランや雑貨店が入店している。中でも興味深いのは旧万世橋駅の階段が上がったホーム部分に展望デッキを新設。ガラス張りの両脇を中央線が行き交う空間になっている。

(カラー版は <http://www.miura21.co.jp> でご覧いただけます)

### ボイラー溶接士学科試験受験準備講習会

各地区安全衛生技術センターでは、普通・特別ボイラー溶接士学科試験を平成26年2月3日に実施いたします。当協会では下記の要領により資格取得のための受験準備講習会を開催いたします。(案内書及び申込書をご希望の場合はご請求ください。)

- 日時：平成26年1月16日(木)～17日(金)
- 会場：産学協同センター 4階講堂  
※都営地下鉄=新宿線「西大島駅」A3番出口1分
- 受講料：42,000円(会員は36,000円)  
テキスト代・問題集を含む

一般社団法人 東京都溶接協会

〒136-0072 東京都江東区大島 3-1-11 産学協同センター内  
 電話 03-3685-5448 F A X 03-3682-4902  
 URL : <http://www.jwes-1st.jp>

### 「クレーン運転業務特別教育」

#### 開催のご案内

つり上げ荷重5トン未満のクレーン運転業務は、特別教育を受けた者でなければ業務につかせてはならないと定められております。当協会では、下記の日程により講習会を開催します。

- 開催日：平成25年12月18日(水)・19日(木)
- 会場：ボイラ・クレーン安全協会 5階講習会場
- 受講料：11,600円(消費税込み・テキスト代を含む)
- ※お問い合わせ、資料請求は下記へどうぞ

公益社団法人 **ボイラ・クレーン安全協会**  
**東京事務所 教育部**

〒136-0071 江東区亀戸1-28-6 タニビル5階  
 電話 03-3685-5222 F A X 03-3685-5746  
 URL <http://www.bcsa.or.jp>

# ふいご祭り ボイラーデー

十一月八日



## 輔ふいごの話

### 物づくりの原点は 職人の技

十一月には「ふいご祭り」をする。鉄工業者の多い東京の下町でも年中行事のひとつとなっている。ふいご祭りは「たたら祭り」ともいい、鍛冶屋、鋳物師、飾り職人などふいごを使う人たちによって古くから伝えられてきた。以前は仕事を休んで身を清め、職場を清めて、しめ縄を張り神酒をいただいで仕事の無事を祈ったのである。

鎮めの神として稲荷大明神を奉るところが多い。お稲荷さんは縁起の良い神様である。商家にも人気がある。お稲荷さんの御霊は火の玉で象徴され、いかにも幻想的な感じがする。

足踏みの大型のふいごをたたらという。古代、鉄を農具や武器に使用するようになった頃には、砂鉄と木炭を原料として、たたらを使って製錬したという。その頃の製錬場は聖域とされていた。

鍛冶屋さんの仕事は昔の人たちの生活に強い影響を及ぼした。ことに刀剣を鍛冶する人は、技術の奥義を神秘的なものと考え、その作品には加護を受けた神霊が宿るものと考えられ、これを所持する人は「武士の魂」として大切にされた。鎌倉時代に相州伝の一派を開いた刀工 五郎正宗は稲荷大明神の加護を受けて名刀を打ち上げたという伝説があり、その作品は比類ない名刀のほまれが

高い。

江戸時代には、地方の農山村を回って農具や刃物を打つ旅回りの職人がいた。北陸の能登や丹波地方から来る人が多かった。山国に雪がやってくる旧暦の十一月に入ると国に帰り、ふいご祭りをして仕事の無事を祈ったのである。

昔のふいご祭りは、旧暦で行われたが、今では各地のふいご祭りは新暦で行われ京都伏見の稲荷神社の「火焚祭り」もこの日に行われる。厚生労働省をはじめボイラー関連業界では、この日をボイラーデーとして、産業の基であるボイラーを奉り、安全を祈願することを提唱している。

## 第59回

### 「全国溶接技術競技会」開催

平成25年度(第59回)全国溶接技術競技会「中部地区・愛知大会」が10月12・13日の2日間、愛知県東海市の新日鉄住金名古屋製鉄所を舞台に開催された。



12日の開会式、競技説明会には全国47地区の競技会を勝ち抜き、都道府県を代表した腕自慢が集まった。

翌13日は被覆アーク溶接の部56人・半自動アーク溶接の部56人合計112人の選手が卓越した技を競い合った。

東京都溶接協会から出場した中沢達哉さん(前川製作所)と佐藤康弘さん(津覇車輛工業)の2人は優勝を目指して奮闘した。競技成績の結果は外観審査とエックス線審査及び曲げ試験の判定後、1月初旬に発表される予定。

### ボイラー取扱作業主任者の職務 (ボイラー及び圧力容器安全規則第25条)

1. 圧力、水位及び燃焼状態を監視すること。
2. 急激な負荷の変動を与えないように努めること。
3. 最高使用圧力をこえて圧力を上昇させないこと。
4. 安全弁の機能の保持に努めること。
5. 1日に1回以上水面測定装置の機能を点検すること。
6. 適宜、吹出しを行ない、ボイラー水の濃縮を防ぐこと。
7. 給水装置の機能の保持に努めること。
8. 低水位燃焼しゃ断装置、火災検出装置その他の自動制御装置を点検し、及び調整すること。
9. ボイラーについて異状を認めたときは、直ちに必要措置を講ずること。
10. 排出されるばい煙の測定濃度及びボイラー取扱い中における異常の有無を記録すること。

### 見逃すな 危険を知らせる 小さなサイン

平成25年標語 優秀作

主催：公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 / 後援：厚生労働省

’13 ボイラーデー 11月8日

## あなたも出場してみませんか！



▶ 競技風景

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 教育部  
〒136-0071 江東区亀戸6-41-20 機缶健保会館  
TEL 03-3685-2141 FAX 03-3685-2189  
E-mail honbu.kyouikubu@bcsa.or.jp

- 開催場所  
産学協同センター  
〒110-0073 江東区大島三十一
  - 申込締切日  
平成二十五年十二月十日(火)
  - 開催期日  
平成二十六年一月二十四日(金)
  - 開催場所  
産学協同センター
- 厚生労働省後援・日刊工業新聞社協賛の技能競技全国大会は、左記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。
- ※なお、大会の申込みと参加資料の請求は左記まで。

### 平成二十五年 第51回ボイラー溶接士溶接技能競技 全国大会の開催について

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

# ＜休職者の取り扱い～～～休職規程と運用について＞

労働者の労務提供が不能になった場合の措置として、休職についての定めを就業規則に記載することが一般的となっております。休職の理由には、体調不良などの個人的なものや、出向、公職への就任などの公的なものと大分されますが、期間やその他処遇についての法的な決まりはありません。そのため、就業規則等に記載することにより、具体的な取り決めが効力を発揮することとなります。

## 1. 休職規程の性質

休職は従業員としての身分を継続しつつ労務の提供を免除する制度です。適用については労働者の権利として申し入れるものか、それとも会社が解雇猶予として先んじて発令するものなのかについては両方の側面があり、労働者側から意思表示される休職届に対し、休職辞令は会社からの意思表示と解されます。基本的には、就業規則に休職規程があれば労働者の権利として申し出が可能となりますが、通常の欠勤と比して損失が大きいことを理由として休職を申し出ないケースも十分考えられます。これに対して会社側から見れば、会社命令による出向に伴う場合等は別として、病気療養やその他個人的な事由による労務提供不能な状態は「債務不履行」と判断し、雇用契約解消の合理的な理由にもなり得ます。休職規程を設けることにより労働者の権利も発生し、同時に会社は解雇への猶予措置を敷くこととなります。

## 2. 休職期間等のとりにきめについて

休職規程で定める主な内容としては次のようなものがあります

### ①休職規程該当者の要件

休職理由には、会社命令による出向、技術習得のための就学、公職への就任、病気療養、親族の介護等があげられます。また、労働者の権利として行使できる場合を明確化するため、具体的な事由および該当要件を記載する必要があります。また、短時間労働者や勤続期間の短い者を除外したい場合も、条文化しておくことにより効力を発揮します。

### ②時期及び期間

期間について法的な定めがないため、会社側の意向により定めることとなります。短い場合は数か月であったり、傷病手当金の支給期間を基準にして1年半とする例も見受けられます。また、社内での身分、勤続年数等によって期間の上限を定めている場合もあります。

休職の開始時期については、出向等の場合は異論なく定められますが、病気療養や介護休業といった場合の判断は難しくなります。というのも、労働者は欠勤が長期に及ぶことを想定していなかったり、長期化の回避を模索しつつ断続的に欠勤を繰り返したりする例が見受けられ、通常の労務提供ができない状態になってから止む無く休職を申し出るか、見かねた会社側から休職命令を出す結果になります。そのため、具体的にどのような状況になったら休職規程を適用するのかを定めておくことにより、混乱は回避できます。

### ③休職期間中の取り扱い

休職期間中は毎月1回程度の定期報告を規則化しておくことで、会社が現状を把握しやすくなります。病気療養者については、所定の報告書に加え、医師の診断書を添付させることで、病状を把握し、復帰までの見通しが立てやすくなります。

また、反復して休職を請求する労働者への制限も規程に盛り込むことで実効性を有してきます。具体的には、「同一の事由による休職が一定期間内に断続した場合は、休職期間を通

算する」旨を条文化します。

なお、休職期間中であっても社会保険料は賦課されます。被保険者負担分の清算についての取り決めも必要になります。方法としては、復職後に一括して支払うか、月々の支払いにするのか、傷病手当金がある場合は会社の代理受け取りとし、この中から差し引く等が挙げられます。これらも条文化することで、実効性を発揮します。

### ④休職満了時の扱い

休職満了時の取り決めとして、雇用関係が終了するのか、再度状況を見て延長するかについて条文化します。

## 3. 休職手続きのプロセス

適正な運用をはかるため、時期を逸せず意思表示しておくことが重要となります。そのため可能な限り社内の連絡文書を整備しておくこととよいでしょう。具体的には次のようなものが挙げられます。

- ・休職申出書
- ・休職規定適用の通知書
- ・休職辞令
- ・休職期間にかかる報告書
- ・休職期間満了通知書
- ・雇用関係終了の通知書

### ①休職申出書

休職申出書には、理由および期間を記載できるような書式にします。また、この際に社会保険料の弁済方法について選択・記載できる欄を設けておくこととよいでしょう。

### ②休職規程適用の通知書

会社は休職規程の適用要件に合致する労働者にその旨を通知します。就業規則の抜粋を添付し、休職申出書の提出を促します。また、この文書により休職適用の妥当性を判断する資料の提示を求めます。

### ③休職辞令

妥当性を確認した場合は休職辞令を交付します。辞令には休職できる期間を明記し、当該期間内で休職事由が止んだ場合は復帰するように記載します。

### ④休職期間にかかる報告書

現状の報告義務を就業規則で課すことにより、会社が把握できるのみならず療養に専念させる効果があります。

### ⑤休職期間満了通知書

休職期間の満了が近づいてきた時点で、復職の是非を確認します。復職可否の通知は満了時に行いますが、その判断は難しいため、医師の診断書等の材料となるものを事前にそろえておく必要があります。診断書の作成には時間を要する場合も多く、主治医が労務可能である旨の診断書を発行しても、産業医等のセカンドオピニオンを求める必要性が生じる場合もあります。時間的な余裕をもって通知します。

### ⑥雇用関係終了の通知書

復職できない場合は、就業規則〇〇条の定めにより雇用関係が終了した旨の文書を交付します。

